

「認定の基準」についての分野別指針
－GAP 及び GAP 運用農場で生産された農産物－
－JGAP－

JAB PD365:2023

第 9 版：2023 年 01 月 24 日
第 1 版：2015 年 06 月 05 日

公益財団法人日本適合性認定協会

目次

0. 序文.....	3
1. 適用範囲.....	3
1.1. 一般.....	3
1.2. 認証対象製品.....	3
1.3. 認定基準及び認証基準.....	4
1.4. 認定範囲.....	4
2. 引用文書.....	4
3. 用語と定義.....	5
4. 一般要求事項.....	5
4.1. 法的及び契約上の事項.....	5
4.2. 公平性のマネジメント.....	5
4.3. 債務及び財務.....	5
4.4. 非差別的条件.....	5
4.5. 機密保持.....	5
4.6. 情報の公開.....	6
5. 組織運営機構に関する要求事項.....	6
5.1. 組織構造及びトップマネジメント.....	6
5.2. 公平性確保のメカニズム.....	6
6. 資源に関する要求事項.....	6
6.1. 認証機関の要員.....	6
6.2. 評価のための資源.....	6
7. プロセス要求事項.....	7
7.1. 一般.....	7
7.2. 申請.....	8
7.3. 申請のレビュー.....	8
7.4. 評価.....	8
7.5. 評価結果のレビュー.....	9
7.6. 認証の決定.....	9
7.7. 認証文書.....	9
7.8. 認証された製品の登録簿.....	10
7.9. サーベイランス.....	10
7.10. 認証に影響を与える変更.....	10
7.11. 認証の終了、範囲の縮小、一時停止又は取消し.....	10
7.12. 記録.....	10
7.13. 苦情及び異議申立て.....	11
8. マネジメントシステム要求事項.....	11
9. その他スキーム固有要求事項.....	11
9.1. 認証プログラムオーナーの要求する基本要件.....	11
9.2. インテグリティプログラム.....	11
附属書：認定範囲表記例.....	12

「認定の基準」についての分野別指針
－GAP 及び GAP 運用農場で生産された農産物－
－JGAP－

0. 序文

本文書は、Good Agricultural Practice(以下、GAP という)及び GAP の運用により生産された農産物を認証する、JIS Q 17065:2012(ISO/IEC 17065 IDT、以下「JIS Q 17065」という)で認定される製品認証機関に適用する指針である。

また、本文書では GAP の運用により生産された農産物を認証する JIS Q 17065 で認定される製品認証機関に適用する一般的な指針に加え、一般財団法人日本 GAP 協会（以下、日本 GAP 協会。備考参照）が運用する JGAP スキームにおける製品認証機関に対する要求事項を採用している。

備考

日本 GAP 協会は 2006 年に設立され、JGAP 及び ASIAGAP の開発及び運営を行っている。JGAP は、農場運営、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権の尊重、アニマルウェルフェアに取り組み、適切な農場管理を実現するための手法として開発された。農業生産において食べる人への配慮（食品安全）、生産基盤への配慮（環境保全、家畜衛生、アニマルウェルフェア）、働く人への配慮（労働安全、人権の尊重）について適切な農場管理の実践を目指している。

JGAP 認証農場・団体は、認証のルールに基づき取り組みを記録し、審査を通して取り組み内容の説明と開示を行っているため、持続可能な農業の実践を証明することができる。JGAP の導入により農業生産工程管理が見える化し、安定した農業経営を確立するとともに、消費者・食品事業者の信頼を確保することができるようになる。JGAP は、農業生産の段階における取り組みだけでなく、サプライチェーンに関わるすべての食品事業者、消費者とのパートナーシップを構築し、持続可能な社会の実現に貢献する。

URL: <http://jgap.jp/>

1. 適用範囲

1.1. 一般

本指針では、GAP 及び GAP により生産された農産物の認証を行う認証機関(以下、「GAP 認証機関」という)のうち、JGAP スキームを運用する GAP 認証機関に適用する。

1.2. 認証対象製品

GAP 及び GAP を運用する農場で生産された農産物で、GAP 認証書に記載された農産物であり、GAP 認証書に記載のある農産物取り扱い施設で取り扱われたものとする。農産物の内、対象となる製品は次のとおり。

農産物は「青果物」・「穀物」・「茶」とする。また、団体認証も同様に「青果物」・「穀物」・「茶」とする。認証区分は「JGAP 標準品目リスト」による。

1.3. 認定基準及び認証基準

1.3.1. 認定基準

認定機関が JGAP 認証機関を認定する基準は以下の通りである。

- JIS Q 17065:2012 適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項
- JGAP 総合規則 農産 2022

1.3.2. 認証基準

JGAP 認証機関が 1.2 項の製品を評価するための基準は以下のとおりである。

- JGAP 農場用 管理点と適合基準(青果物) 2022
- JGAP 農場用 管理点と適合基準(穀物) 2022
- JGAP 農場用 管理点と適合基準(茶) 2022
- JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 2022

1.4. 認定範囲

附属書に認定範囲表記の例を示す。

2. 引用文書

この項に掲げる文書のうちで、西暦年または版数を付記してあるものは、記載の年の版または記載の版数を適用し、その後の改定版(追補を含む)は適用しない。西暦年または版数の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト (www.jab.or.jp) で閲覧及びダウンロード可能である。

- a) JIS Q 17065:2012 適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項
- b) JGAP 総合規則 農産 2022 (以下、JGAP 総合規則という)
- c) JGAP 農場用 管理点と適合基準(青果物) 2022
- d) JGAP 農場用 管理点と適合基準(穀物) 2022
- e) JGAP 農場用 管理点と適合基準(茶)2022
- f) JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 2022
- g) JGAP ガイドライン類
- h) JGAP 細則類
- i) JGAP 規約類
- j) JGAP 標準品目名リスト類
- k) JGAP 技術レター 類
- l) JGAP 通知・レター (農産) 類
- m) International Classification for Standards(ICS) (以下、ICS コードという)

備考 1 ICS コードは ISO から発行されており、ISO ウェブサイト(www.iso.org)で閲覧及びダウンロード可能である。

備考 2 b)~d)項の入手先は以下。

URL: <http://jgap.jp/>

3. 用語と定義

※ 以後、JIS Q 17065 要求事項によるものには何も付さない。JGAP 要求事項には、文頭に[JGAP]と付す。

[JGAP]

JGAP 総合規則 3 項による。

4. 一般要求事項

4.1. 法的及び契約上の事項

4.1.1. 法的責任

JIS Q 17065 4.1.1 項による。

4.1.2. 認証の合意

JIS Q 17065 4.1.2 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 6.8(1) ~ (6)項による。

4.1.3. ライセンス、認証書及び適合マークの使用

JIS Q 17065 4.1.3 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 10.10 (1)(2)項、11 項による。認証機関は「JGAP 認証プログラムマーク」の使用に関して日本 GAP 協会から許諾を受けなければならない。

本項が適用されるものには、JGAP ロゴマーク、JAB 認定シンボル、及び認証機関の認証マークが含まれる。

4.2. 公平性のマネジメント

JIS Q 17065 4.2 項による。

4.3. 債務及び財務

JIS Q 17065 4.3 項による。

4.4. 非差別的条件

JIS Q 17065 4.4 項による。

4.5. 機密保持

JIS Q 17065 4.5 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 6.3(4)項による。

4.6. 情報の公開

JIS Q 17065 4.6 項による他、以下による。

JIS Q 17065 4.6c)の申請者及び依頼者の権利及び義務の記述には、JGAP 総合規則 8.1 項及び 8.2 項に定める内容を含む。尚、JGAP 総合規則 8.1(7)(a)には、JGAP 総合規則 10.12(1)の内容を含む。

5. 組織運営機構に関する要求事項

5.1. 組織構造及びトップマネジメント

JIS Q 17065 5.1 項による。

5.2. 公平性確保のメカニズム

JIS Q 17065 5.2 項による。

6. 資源に関する要求事項

6.1. 認証機関の要員

6.1.1. 一般

JIS Q 17065 6.1 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 6.4(1)項による。

6.1.2. 認証プロセスに関与する要員の力量のマネジメント

JIS Q 17065 6.1.2 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 6.4(3)(4)(5)(6)(7)(8)項、7.1 (2) 項、7.2 項及び 7.3 項による。

6.1.3. 要員との契約

JIS Q 17065 6.1.3 項による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 6.4(2)項、及び 7.1(1)項による。

6.2. 評価のための資源

JIS Q 17065 6.2 項による。

6.2.1. 内部資源

JIS Q 17065 6.2.1 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 10.5(2)(3)による。

6.2.2. 外部資源（外部委託）

JIS Q 17065 6.2.2 項による。

7. プロセス要求事項

7.1. 一般

JIS Q 17065 7.1 項による他、以下による。

7.1.1. 運用開始日および旧版の取扱い

[JGAP]

JGAP 総合規則 9.1.1 項による。

7.1.2. 本認証プログラムの対象となる範囲

[JGAP]

JGAP 総合規則 9.2 項による。

7.1.3. 認証の種類

[JGAP]

JGAP 総合規則 9.3 項による。

7.1.4. 認証有効期限

[JGAP]

JGAP 総合規則 9.4 項による

7.1.5. 審査の種類

[JGAP]

JGAP 総合規則 9.5 項による。

7.1.6. 新規認証機関の登録

[JGAP]

JGAP 総合規則 6.9 項による。

7.1.7. 他の認証機関からの移転審査、及び重複認証の禁止

[JGAP]

JGAP 総合規則 10.14 項による。なお、JGAP 総合規則 8.1(5)項により認証申請者が既に他機関から JGAP 認証を取得している事実が判明した場合、認証範囲に関わらず

認証してはならない。

7.1.8. JGAP と ASIAGAP の同時認証

[JGAP]

JGAP 総合規則 15 項による。なお、この補足として、「JGF 第 296 号 2022.12.09 JGAP と ASIAGAP の同時認証について」を適用する。

7.1.9. JGAP と他の認証プログラムとの差分に関する文書を利用した JGAP 認証

[JGAP]

JGAP 総合規則 14.3 項による。

7.2. 申請

JIS Q 17065 7.2 項による他、以下による。

7.2.1. 申請で受領すべき内容

[JGAP]

JGAP 総合規則 10.2 項による。

7.2.2. 認証プログラムオーナーへの申請情報の提供

[JGAP]

JGAP 総合規則 10.11.2 項による。

7.3. 申請のレビュー

JIS Q 17065 7.3 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 10.1 項、10.3 項による。

7.4. 評価

7.4.1. 審査計画

JIS Q 17065 7.4.1 項、7.4.2 項、7.4.3 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 9.6 項、10.9 項、10.4 項による。

7.4.2. 審査、不適合の是正及び検証

JIS Q 17065 7.4.4 項、7.4.5 項、7.4.6 項、7.4.7 項、7.4.8 項、7.4.9 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 10.5 項、10.6 項、10.9 項による。

7.5. 評価結果のレビュー

JIS Q 17065 7.5 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 10.7、10.9 項による。

7.6. 認証の決定

JIS Q 17065 7.6 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 9.7 項、10.8 項、10.9 項による。但し、JGAP 管理点と適合基準に 2016 版を使用した審査の場合には「JGF 第 295 号 2022.12.09 JGAP 総合規則農産 2022 の発行に伴う移行の対応」を適用し、JGAP 総合規則農産 2022 9.7 (1)及び(2) 項の「該当する重要項目に 85%以上適合」ではなく、「JGAP 総合規則農産物 2017」の 7.2(3)項の「該当する重要項目に 95%以上適合」とする。

7.7. 認証文書

JIS Q 17065 7.7 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 10.10 項による。

認定された認定範囲である場合には、認証書に JAB 認定シンボルの表記が必要である。また、認定されていない認定範囲である場合には、認証書に JAB 認定シンボルを表記してはいけない。

7.7.1. ICS コードの特定

<農産物>

認証が授与される製品：以下の ICS コードを特定する。認証機関は認証区分を適切な ICS コードと関係づけることが望ましい。

- 07.100.30 食品微生物学 (Food microbiology)
- 11.120.10 薬剤 ※処方及び薬草を含む (Medicaments *Including medical prescriptions and medical herbs)
- 67.060 穀類、豆類及び関連製品 ※麦粒、トウモロコシ粒、小麦粉、パン類等含む (Cereals, pulses and derived products Including grains, corn, flours, baked products, etc.)
- 67.080.10 果実及び関連製品 ※木の実含む (Fruits and derived products *Including nuts)

- 67.080.20 野菜及び関連製品 ※濃縮トマト、ケチャップ含む (Vegetables and derived products *Including tomato concentrates, ketchup, etc.)
- 67.140 茶、コーヒー、ココア (Tea, Coffee, Cocoa)
- 67.220.10 香辛料及び調味料 (Spices and condiments)

7.8. 認証された製品の登録簿

JIS Q 17065 7.8 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 6.3(2)項、10.11.1 項による。

7.9. サーベイランス

JIS Q 17065 7.9 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 6.3(1)項、9.5.3 項による。

7.10. 認証に影響を与える変更

JIS Q 17065 7.10 項による他、以下による。

7.10.1. 認定基準及び認証基準の改訂への対応

[JGAP]

JGAP 総合規則 6.3(5) 項による。

また、認定機関の発行する認定の移行に関する要領に従って対応する。

7.10.2. 農場・団体の認証後の変更への対応

[JGAP]

JGAP 総合規則 10.12 による。

7.11. 認証の終了、範囲の縮小、一時停止又は取消し

JIS Q 17065 7.11 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 6.3(3)項、6.7 項、10.13 項による。

7.12. 記録

JIS Q 17065 7.12 項による。

7.13. 苦情及び異議申立て

JIS Q 17065 7.13 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 6.6 項による。

8. マネジメントシステム要求事項

JIS Q 17065 8 項による他、以下による。

[JGAP]

JGAP 総合規則 6.2 項による。

9. その他スキーム固有要求事項

9.1. 認証プログラムオーナーの要求する基本要件

[JGAP]

JGAP 総合規則 6.1 項による。

9.2. インテグリティプログラム

[JGAP]

JGAP 総合規則 6.5 項による。

附則 第9版は2023年01月24日より適用する。

附属書 GAP 及び GAP 運用農場で生産された農産物認定サブスキームの認定範囲表記例

JGAPの認定範囲表記例 ※ すべての認定範囲分類を含む場合

< 和文表記 >

認定範囲	<p>認定サブスキーム：GAP 及び GAP 運用農場で生産された農産物</p> <p>製品認証スキーム名称：JGAP</p> <p>認定分野（製品分類）：JGAP スキーム 青果物 穀物 茶 団体認証（青果物、穀物、茶）</p> <p>適用基準（固有）：JGAP 総合規則 農産 2022 認証規格：JGAP 農場用 管理点と適合基準（青果物）2022 JGAP 農場用 管理点と適合基準（穀物）2022 JGAP 農場用 管理点と適合基準（茶）2022 JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 2022</p> <p>製品カテゴリ：ICS コード</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">07.100.30</td> <td>食品微生物学</td> </tr> <tr> <td>11.120.10</td> <td>薬剤</td> </tr> <tr> <td>67.060</td> <td>穀類、豆類及び関連製品</td> </tr> <tr> <td>67.080.10</td> <td>果実及び関連製品</td> </tr> <tr> <td>67.080.20</td> <td>野菜及び関連製品</td> </tr> <tr> <td>67.140</td> <td>茶、コーヒー、ココア</td> </tr> <tr> <td>67.220.10</td> <td>香辛料及び調味料</td> </tr> </table>	07.100.30	食品微生物学	11.120.10	薬剤	67.060	穀類、豆類及び関連製品	67.080.10	果実及び関連製品	67.080.20	野菜及び関連製品	67.140	茶、コーヒー、ココア	67.220.10	香辛料及び調味料
07.100.30	食品微生物学														
11.120.10	薬剤														
67.060	穀類、豆類及び関連製品														
67.080.10	果実及び関連製品														
67.080.20	野菜及び関連製品														
67.140	茶、コーヒー、ココア														
67.220.10	香辛料及び調味料														

< 英文表記 >

Scope of Accreditation	Accreditation sub-scheme: GAP and agricultural products produced by farms operating GAP
------------------------	---

	<p>Name of product certification scheme: JGAP</p> <p>Field of accreditation (Product classification): JGAP Scheme Fruits and Vegetable Grains Tea Group Certification (Fruits and Vegetables, Grains, Tea) Applicable accreditation criteria specific to the following certification: JGAP General Regulations crops 2022 Certification standard(s): JGAP Control Points and Compliance Criteria, Fruits and Vegetables 2022 JGAP Control Points and Compliance Criteria, Grains 2022 JGAP Control Points and Compliance Criteria, Tea 2022 JGAP Control Points and Compliance Criteria, Group Certification 2022 Product/process/service category(ies): ICS Code(s) 07.100.30 Food microbiology 11.120.10 Medicaments 67.060 Cereals, pulses and derived products 67.080.10 Fruits and derived products 67.080.20 Vegetables and derived products 67.140 Tea, Coffee, Cocoa 67.220.10 Spices and condiments</p>
--	--

改定履歴（公開文書用）

版番号	改定内容概略	発行日	文書責任者	承認者
1	新規発行	2015-06-05	プログラム マネジャー (製品)	製品技術委 員会
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ JGAP総合規則改定への対応 ・ GLOBALG.A.P. GENERAL REGULATIONS バージョンアップへの対応 ・ JIS Q 17065項番への整合 	2016-12-05	プログラム マネジャー (製品)	製品技術委 員会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ JGAP改定及びASIAGAP創設への対応 <ul style="list-style-type: none"> — ASIAGAPスキーム要求事項の追加、挿入(0～9) — JGAP BasicのJGAPへの変更及びJGAP AdvanceのASIAGAPスキームへの独立による変更(1.2.1、6.1.2.6、 7.4.1) — JGAP項番変更による修正(4.2、4.3、 6.1.2.2、 6.1.2.4、 7.2.1、7.4.1、 7.4.12、 7.13、 9) — JGAP要求事項において認証判定要員への力量基準の削除とレビューア一力量基準追加による変更(6.1.2.4) — JGAP認証判定結果による再是正、再審査できることの明確化(7.4.2.1) — JGAPにおける評価結果のレビュー及び判定に係わる要求事項追加(7.5) — JGAPとGLOBALG.A.P.のガイドライン利用による審査の廃止及びJGAPと他スキームとの差分審査の追加による修正(7.4.2.13) — JGAP及びASIAGAP同時認証の規定追加(7.4.2.14) — その他用語の修正、要求事項の明確化等 ・ GLOBALG.A.P. Version upへの対応 <ul style="list-style-type: none"> — 引用文書バージョン追加(1.3、2.1) — 認証機関要員の賄賂・腐敗防止規定追加(6.1.2.10) — 同一検査員に4年以上審査を実施させない規定追加(7.4.1) — 審査証拠の残し方に関する規定追加(7.4.2.5) 	2018-01-30	プログラム マネジャー (製品)	製品技術委 員会

4	<ul style="list-style-type: none"> ・ JGAP/ASIAGAP改定への対応 <ul style="list-style-type: none"> — 適用範囲追記 (1.1) — 引用文書バージョン修正(1.3、 2.1) ・ GLOBALG.A.P. CoCへの認定範囲拡大 <ul style="list-style-type: none"> — 認証対象製品追加(1.2.3) — 引用文書追加(1.3、 2.1) — CoC関連文書の関連要求事項追加 (3、 4.1.2、 4.1.3、 6.1.2.2、 6.1.3、 7.4.2.1、 7.4.2.2、 7.4.2.12、 7.6.1、 7.7.2、 7.8.1、 7.11) — CoC ICSコード追加(7.7.1) — その他GGAPスキーム文書からの引用漏らし項番追加 ・ 認定範囲表記例追加(1、 4、 附属書) ・ その他誤字・脱字等修正 	2019-07-01	マネジャー (製品)	技術部長
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ GLOBALG.A.P. バージョンアップへの対応 <ul style="list-style-type: none"> — 農産物基準をVER. 5.2または5.3-GFSへ修正(1.3、 2.1、 附属書) — CoC基準をVERSION 6.0へ修正 (1.3、 2.1、 附属書) ・ 認定範囲に含まれる認証基準の版数を限定化(1.4) ・ 引用文書の適用手順に、西暦年に加え版数を追記(2) ・ 引用文書の追加、引用文書名及び版数の修正と、不要な引用文書の削除 (1.3、 2.1、 附属書) ・ その他誤字・脱字等修正 	2020-7-6	マネジャー (製品)	技術部長
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ ASIAGAPバージョンアップへの対応 <ul style="list-style-type: none"> — 総合規則 / 農場用 管理点と適合基準 (青果物/穀物 / 茶) 団体事務局用 管理点と適合基準をVer.2.3へ修正(各 1.3、 2.1、 附属書) — JGAP/ASIAGAP遠隔審査ガイドライン追加 — ASIAGAP審査プロセスにおけるICT使用ガイドライン(2.1) ・ 「認定範囲に含まれる認証基準は、1.3項に示す基準の版のみとする。以前の版は認定範囲に含めない。」を削除(1.4) ・ ASIAGAP不適合・追跡調査にICT使用ガイドラインについて追記(7.4.2.12) ・ 第6版の適用時期を「現地審査が実施」へ変更 (附則) ・ その他誤記等修正 	2020-12-01	マネジャー (製品)	技術部長

6	<ul style="list-style-type: none"> ・ ASIAGAPバージョンアップへの対応 <ul style="list-style-type: none"> — 総合規則をVer.2.3へ修正(1.3、2.1、附属書) — 農場用 管理点と適合基準（青果物）をVer.2.3へ修正(1.3、 2.1、附属書) — 農場用 管理点と適合基準（穀物）をVer.2.3へ修正(1.3、 2.1、 附属書) — 農場用 管理点と適合基準（茶）をVer.2.3へ修正(1.3、 2.1、 附属書) — 団体事務局用 管理点と適合基準をVer.2.3へ修正(1.3、 2.1、 附属書)・JGAP/ASIAGAP遠隔審査ガイドライン追加 — JGAP遠隔審査ガイドライン（農産物）(2.1) — ASIAGAP審査プロセスにおけるICT使用ガイドライン(2.1) ・「認定範囲に含まれる認証基準は、1.3項に示す基準の版のみとする。以前の版は認定範囲に含めない。」を削除(1.4) ・ASIAGAP不適合・追跡調査にICT使用ガイドラインについて追記(7.4.2.12) ・第6版の適用時期を「現地審査が実施」へ変更（附則） ・その他誤記等修正 	2020-12-01	マネジャー (製品)	技術部長
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ GLOBALG.A.P.に関する修正 <ul style="list-style-type: none"> — 認証オプションの分類を追記(1.2.3.1) — 認証基準を修正・明確化(1.3 c) — 引用文書の明確化(2.1) — 認定範囲表記例を基準・引用文書の明確化に伴い修正(附属書) ・ ASIAGAPに関する修正 <ul style="list-style-type: none"> — 認定範囲表記例のGFSIセクタースコープをDからBIIIへ変更(1.3 b)、附属書) ・その他誤記等修正 	2021-06-08	マネジャー (製品)	技術部長

8	<ul style="list-style-type: none"> ・ ASIAGAP改定への対応 — 総合規則をVer.2.3改定第1版へ修正(1.3、 2.1、 附属書) — 農場用 管理点と適合基準(青果物)をVer.2.3改定第1版へ修正(1.3、 2.1、 附属書) — 農場用 管理点と適合基準(穀物)をVer.2.3改定第1版へ修正(1.3、 2.1、 附属書) — 農場用 管理点と適合基準(茶)をVer.2.3改定第1版へ修正(1.3、 2.1、 附属書) — 認定範囲表記例を基準・引用文書の明確化に伴い修正(附属書) ・ その他誤記等修正 	2022-09-13	技術部担当 (製品)	製品・要員・VVマネジャー
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ ASIAGAP及びGLOBALG.A.P.と分離し、JGAPのみとした。 ・ JGAP改定への対応 — 総合規則を2022版へ修正(1.3、 2.1、 附属書) — 農場用 管理点と適合基準(青果物)を2022版へ修正(1.3、 2.1、 附属書) — 農場用 管理点と適合基準(穀物)を2022版へ修正(1.3、 2.1、 附属書) — 農場用 管理点と適合基準(茶)を2022版へ修正(1.3、 2.1、 附属書) ・ その他誤記等修正 	2023-01-24	技術部担当 (製品)	製品・要員・VVマネジャー

公益財団法人日本適合性認定協会
〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 2 番 3 号
NMF 芝ビル 2F
Tel.03-6823-5700 Fax.03-5439-9586